



(準)学校法人への準用)  
**第十六条** 第三条、第十条及び第十二条から第十三条までの規定は、私立学校法第百五十二条第五項の法人に準用する。  
(事務の区分)  
**第十七条** 第十二条(前条において準用する場合を含む。)、第十二条の二第一項(前条において準用する場合を含む。)及び第二項(第十三条において準用する場合を含む。)及び第二項(第十三条において準用する場合を含む。)、第二項及び前条において準用する場合を含む。)  
、第十三条第一項(前条において準用する場合を含む。)並びに第十四条第二項及び第四項の規定により都道府県が処理することとされる事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

施行期日 附 則 抄  
第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。

4 いわばはなづなし  
助成対象学校法人は、文部科学省令で定めるところにより、毎会計年度終了後三月以内に、その終了した会計年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに当該会計年度の収支予算書に前項の監査報告（会計監査人設置学校法人等にあつては、私立学校法第八十六条第二項の会計監査報告）を添付して、所轄方に提出しなければならない。ただし、第二項ただし書に規定する場合には、監査報告の添付を要しない。

（税制上の優遇措置）

**第十五条** 国又は地方公共団体は、私立学校教育の振興に資するため、学校法人が一般からの寄附金を募集することを容易にするための措置等必要な税制上の措置を講ずるよう努めるものとする。

おいて同じ。)を除く。)は、計算書類(同法第三百三十二条第二項に規定する計算書類をいう。第四項において同じ。)及びその附属明細書について、所轄庁の定めるところにより、公認会計士法(公認会計士法(昭和二十三年法律第三百三号))第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。次項において同じ。)又は監査法人の監査を受けなければならない。ただし、補助金の額が少額である場合において所轄庁の許可を受けたときは、この限りでない。

前項の公認会計士又は監査法人は、同項本文の規定により監査を行ったときは、文部科学省令で定めるところにより、監査報告を作成しな

第一号	第十二条	その業務	都道府県知事
第一号	第十二条	所轄厅	第十二条
その帳簿	質問させ	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に係る者	認定こども園の経営に関する業務
その帳簿	質問させ	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関する者	認定こども園の経営に関する業務
型認定	質問させ	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関する者	認定こども園の経営に関する業務
型認定	質問させ	当該幼稚園若しくは幼保連携型認定こども園の経営に関する者	認定こども園の経営に関する業務

第一項 第十三条	第一項 第十二条 の二第一 条第二項 から第一 項まで における 場合を含 む。)	第二項 第十三条	第三項 までの 所轄庁	第四号 第三号	第十二条 法人の役 員又は評 議員	第十二条 当該学校 定ことども園の經營に關する予 算が	
法人 当該学校	所轄庁	所轄庁	所轄庁	、法令 又は法令	、法令 又は法令	、法令 又は法令	當該幼稚園又は幼保連携型認 定ことども園の經營を担当する 者（当該幼稚園又は幼保連携 型認定ことども園を設置する者 が法人である場合にあつては、 当該法人の役員をいい、当該 幼稚園又は幼保連携型認定こ ども園を設置する者が法人以 外の者である場合にあつては、 当該幼稚園又は幼保連携型認 定ことども園を設置する者をい う。）
（当該幼稚園又は幼保連携型認 定ことども園を設置する者 が法人以外の者である場合にあ つては、当該幼稚園又は幼保連 携型認定ことども園の經營に關 する人事の是正のため必要な措 置をとるべき旨）	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事	當該幼稚園又は幼保連携型認 定ことども園の經營を担当する 者（当該幼稚園又は幼保連携 型認定ことども園を設置する者 が法人以外の者である場合にあ つては、当該幼稚園又は幼保連 携型認定ことども園の經營に關 する人事の是正のため必要な措 置をとるべき旨）	當該幼稚園若しくは幼保連携 型認定ことども園についての處 理	當該幼稚園若しくは幼保連携 型認定ことども園についての處 理	當該幼稚園又は幼保連携型認 定ことども園の經營を担当する 者（当該幼稚園又は幼保連携 型認定ことども園を設置する者 が法人以外の者である場合にあ つては、当該幼稚園又は幼保連 携型認定ことども園の經營に關 する人事の是正のため必要な措 置をとるべき旨）





---

学校法人（同法附則第二条第二項に規定する学校法人以外の私立の幼稚園の設置者等及び同法附則第二条の二第一項の社会福祉法人を含む。）の貸借対照表、収支計算書その他の財務計算に関する書類、収支予算書及び監査報告書の作成及び届出については、なお従前の例による。

---